

大和市建築協定条例施行規則

(昭和61年12月26日規則第62号)
改正 平成01年04月25日規則第39号
平成01年09月27日規則第53号
平成04年10月31日規則第36号
平成06年09月29日規則第42号
平成07年09月28日規則第37号
平成08年03月29日規則第21号
平成10年03月26日規則第21号
平成16年08月30日規則第67号
平成21年03月30日規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市建築協定条例(昭和61年大和市条例第42号)第3条の規定に基づき、同条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(建築協定の認可申請)

第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者の代表者(以下この項において「申請者」という。)は、建築協定認可申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定をしようとする理由書
 - (2) 法第70条第1項に規定する建築協定書
 - (3) 付近見取図
 - (4) 建築協定区域及び建築協定区域隣接地並びにこれらと関係のある地形及び地物の概略を表示する図面
 - (5) 法第69条の土地の所有者等(法第77条の規定による建築物の借主を含む。以下「土地の所有者等」という。)の全員の住所、氏名、権利の種類及び建築協定に関する合意を示す書類
 - (6) 申請者が建築協定をしようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類
 - (7) その他市長が必要と認める図書
- 2 法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書の正本及び副本に、前項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(平8規則21・平10規則21・平16規則67・一部改正)

(建築協定の変更又は廃止の申請)

第3条 法第74条第1項又は法第76条第1項(法第76条の3第6項の規定において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者の代表者(以下この条において「申請者」という。)は、建築協定変更(廃止)認可申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書(建築協定を廃止しようとする場合においては、第2号に規定する図書を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定を変更又は廃止しようとする理由書
- (2) 建築協定の変更書並びに建築協定区域及び建築協定区域隣接地を変更する場合においては、その旨を表示する図面
- (3) 法第73条第1項の規定により認可を受けた建築協定書(法第74条第2項の規定において準用する場合のものを含む。)
- (4) 申請者が、建築協定を変更又は廃止しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類
- (5) 土地の所有者等の全員の住所、氏名及び権利の種類並びに建築協定の変更に関する全員の

合意（廃止しようとする場合においては、廃止に関する過半数の合意）を示す書類
(6) その他市長が必要と認める図書

(平8規則21・平10規則21・平16規則67・一部改正)

(建築協定の認可の通知)

第4条 市長は、前2条の規定による申請に基づき認可をした場合は、その旨を公告し、かつ、建築協定認可通知書又は建築協定変更（廃止）認可通知書により当該申請した者の代表者に通知するものとする。

(平10規則21・平16規則67・一部改正)

(借地権が消滅した場合等の届出)

第5条 法第74条の2第3項の規定に基づく届出をしようとする者は、借地権消滅等届に、同条第1項の場合においては、借地権が消滅したことを証する書面及び土地の位置を表示する図面を、同条第2項の場合においては換地計画において換地として定められず、かつ共有持分を与えるよう定められなかったことを証する書面及び土地の位置を表示する図面を、それぞれ添えて市長に提出しなければならない。

(平8規則21・平16規則67・一部改正)

(建築協定の認可等の公告のあった日以後建築協定に加わる手続)

第6条 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届に、土地の所有者であることを証する書類及び当該土地の位置を表示した図面を添えて市長に提出しなければならない。ただし、土地の共有者及び共同借地権者については、代表者が、当該土地の共有者及び共同借地権者全員の住所、氏名及び建築協定に加わる旨の意思の表示を示す書類並びに当該土地の位置を表示する図面並びに当該土地の所有者であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平8規則21・平10規則21・平16規則67・一部改正)

(一人建築協定が効力を有することとなった場合の届出)

第7条 法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、当該建築協定が効力を有することとなったときは、速やかに一人建築協定発効届に、新たに土地の所有者等となった者が当該土地の所有者等であることを証する書類及び当該土地の位置を表示した図面を添えて市長に提出しなければならない。

(平10規則21・平16規則67・一部改正)

(建築協定に関する図書等の提出)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、建築協定をしている者に対して、関係図書の提出を求めることができる。

(縦覧)

第9条 法第71条及び法第73条第3項の規定による建築協定書の縦覧場所、縦覧日及び縦覧時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 縦覧場所は、街づくり計画部建築指導課とする。

(2) 縦覧日は、大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く日とする。

(3) 縦覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 法第71条の規定による建築協定書の縦覧期間は、同条に規定する公告の日から20日間とする。

3 市長は、縦覧しようとする者が次の各号のいずれかに違反したとき、又は違反するおそれがあると認めるときは、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 建築協定書を縦覧場所以外の場所に持ち出さないこと。
- (2) 建築協定書を汚損し、又は破損しないこと。
- (3) 建築協定書に加筆し、又は記載事項を削除しないこと。
- (4) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(平元規則39・平元規則53・平4規則36・平7規則37・平10規則21・平16規則67・一部改正・平21規則64・一部改正)

(意見の聴取)

第10条 市長は、法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を開催しようとするときは、意見の聴取の理由、日時及び場所を公告しなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その旨を当該建築協定をしようとする者（以下「協定者」という。）に通知しなければならない。

3 公開による意見の聴取の手続きについては、前2項で定めるもののほか建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和61年大和市規則第3号）第4条から第6条まで、第8条第2項及び第9条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第6条中「請求者」とあるのは「協定者」と、第9条中「請求者等」とあるのは「協定者又は代理人」と読み替えるものとする。

(平6規則42・一部改正)

(様式)

第11条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(平16規則67・追加)

附 則

この規則は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第39号）

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第53号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第36号）

この規則は、平成4年12月27日から施行する。

附 則（平成6年規則第42号）

この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日（平成6年10月1日）から施行する。

附 則（平成7年規則第37号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第21号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第64号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

（平16規則67・追加）

様式番号	様 式 の 名 称	関係条文
第1号様式	建築協定認可申請書	第2条
第2号様式	建築協定変更(廃止)認可申請書	第3条
第3号様式	建築協定認可通知書	第4条
第4号様式	建築協定変更(廃止)認可通知書	第4条
第5号様式	借地権消滅等届	第5条
第6号様式	建築協定加入届	第6条
第7号様式	一人建築協定発効届	第7条